

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成三十年法律第八十九号)
第 21 条第1項ただし書の規定に基づく軽微な変更について

1. 軽微変更の届出があった日
令和8年9月 14 日
2. 主な変更内容
陸上送変電設備工事の時期
3. 軽微変更を行った公募占用計画の概要
別添のとおり